

# 病気やケガで休業したとき

提出書類	「傷病手当金請求書」(記入例参照)
提出期限	すみやかに
手続方法	請求書の「医師の意見書欄」に療養担当医の証明をもらい、必要事項に記入のうえ、事業主に提出してください。(事業主の証明が必要なため)但し、退職した場合は、直接健康保険組合へ提出してください。

## 傷病手当金 (本人)

被保険者が病気やけがのため仕事につけず、給与を受けられないときには、その間の生活補償として支給されます。

### ●支給の条件(つぎの4つの条件がそろえば受けられます)

- ① **病気やけがで療養中のとき**  
業務上・通勤途上による傷病はのぞきます。
- ② **仕事につけないとき**  
医師による労務不能の証明が必要です。
- ③ **4日以上会社を休んだとき**  
同一の傷病の療養で、連続して3日間休むことにより4日目から支給されます。
- ④ **給料をもらえないとき**  
会社から給料の全部または一部をもらえない場合に受けられます。ただし、一部受けられるときは、傷病手当金より少ない場合にその差額が支給されます。前払いで交通費などが支払われている場合は減額されます。

### ●退職後の受給要件

継続して1年以上被保険者であった人が、次のいずれかに該当する場合に支給されます。

- ① **退職時に傷病手当金を受給していたとき**
- ② **退職時に傷病手当金の受給要件を満たしているとき**

### ●支給金額

1日につき **直近1年間の標準報酬日額の平均の3分の2の額**が法定給付として支給されます。

### ●支給期間

傷病手当金の支給を初めて受けた日から、**通算【\*】して1年6カ月以内の期間**受けられます。

【\*】通算化は令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6ヶ月を経過していない傷病手当金(令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金)が対象です。それより以前に支給開始となっている場合は、支給開始日から起算して1年6ヶ月が支給期間となります。

### ●支給の調整(つぎのように同じ給付が重複した場合には、傷病手当金は調整されます)

- ① 障害年金、障害手当金、老齢年金を受けられるときは、支給額が傷病手当金の額より少ない場合は、その差額が支給されます。
- ② 出産手当金を同時に受けられるときは、傷病手当金の額が出産手当金の額よりも多い場合は、その差額が支給されます。